○九州地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十日　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百十号	由布市挾間町下市尻細二七六番一から同市挾間町鬼崎字鶴ノ上四二番一まで	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月三十日

○北海道開発局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十日　北海道開発局長　高松　泰

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十号及び二百三十二号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
稚内市大字声問村字サラキトオマナイ原野三三四八番二から同市大字声問村字サラキトオマナイ原野二〇四四番一まで	前	五八・一五～六七・〇〇メートル	〇・〇三二キロメートル
	後	五八・一五～七二・五〇メートル	〇・〇三二キロメートル

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

二　一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百七十三号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道河東郡上士幌町国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署東大雪支署四四林班タ小班地内	前	五二・七七～五四・四九メートル	〇・〇一〇キロメートル
	後	七四・〇三～七四・七一メートル	〇・〇一〇キロメートル

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十日　北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十四号	北海道沙流郡日高町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署五八林班は小班から同町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署五八林班ろ一小班まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年八月三十日

国会事項

衆議院

議案提出

八月二十八日委員長から提出した議案は次のとおりである。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出）

議案送付

八月二十八日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案

質問書提出

八月二十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＩＴＥＲ計画及び幅広いアプローチ（ＢＡ）活動に関する質問主意書（木村太郎提出）

答弁書受領

八月二十八日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員浅野貴博提出韓国大統領による竹島訪問を受けての同問題解決に向けた野田佳彦内閣の取り組みに関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出政府による竹島問題の国際司法裁判所への提訴に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出尖閣諸島に上陸した者を含む香港の活動家らが退去強制処分となった件に関する質問に対する答弁書

参議院

議事日程

八月二十九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十五号

平成二十四年八月二十九日（水曜日）

午前十時開議

第一　古典の日に関する法律案（衆議院提出）

第二　都市の低炭素化の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第五　中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案（経済産業委員長提出）

第六　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第七　地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第八　大都市地域における特別区の設置に関する法律案（衆議院提出）

第九　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第一〇　カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律案（衆議院提出）

第一一　移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律案（厚生労働委員長提出）

第一二　動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第一三　地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第一四　構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第一五　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第一六　株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案（内閣提出、衆議院送付）

第一七　消費者安全法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

八月二十八日委員長から次の議案が提出された。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案（経済産業委員長提出）（参第三三号）

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律案（厚生労働委員長提出）（参第三五号）